

神奈川県警察監察苦情取扱要綱の制定について

(平成5年3月23日例規第14号 / 神企発第131号)

改正

平成5年7月29日例規第38号神企発第323号

平成6年3月30日例規第15

号神企発第164号

平成12年8月30日例規第32号神総発第275号神務発第1492号神生総発第642

平成18年3月24日例規第2

号神刑総発第449号神交総発第647号神公一発第334号

0号神務発第548号

平成19年5月30日例規第21号神管発第286号

平成31年3月26日例規第4

号神務発第366号

各所属長あて 本部長

この度、別添のとおり、神奈川県警察監察苦情取扱要綱を制定し、平成5年4月1日から施行することとしたから、次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

警察に対する苦情、要望等(以下「苦情等」という。)については、神奈川県警察広報規程(昭和49年神奈川県警察本部訓令第4号。以下「広報規程」という。)及び複数の通達により「警察相談」又は「監察相談」として措置してきたところであるが、近年、県民の権利意識の高揚と価値観の多様化に伴い、職務執行が不適切であるとするものをはじめとして、一層複雑多様化し、かつ、増加する傾向にある。

このような情勢の中にあって、苦情等に対して迅速かつ適正に処理し、真に県民の信頼を得る警察活動を推進するため、警察に寄せられる苦情等のうち、監察にかかわる苦情等に関し、新たに神奈川県警察監察苦情取扱要綱(以下「本要綱」という。)を制定したものである。

2 制定の要点

- (1) 監察苦情の取扱いに当たっての基本的遵守事項を定めた。
- (2) 監察苦情に関する所属長の責務を明確にした。
- (3) 所属に監察苦情の取扱責任者及び取扱補助者を置くこととし、それぞれの任務を規定した。
- (4) 所属長は、監察苦情の事案ごとに処理担当者を指名することとした。
- (5) 監察苦情の受理、処理、速報等について規定した。
- (6) 当直主任の措置について規定した。
- (7) 管轄外の監察苦情を受理した場合の引継ぎ等について規定した。
- (8) 申出人に対する回答について、回答者、方法、例外等を規定した。
- (9) 新聞投書等による苦情等に対する措置について規定した。

3 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 根拠(第2条関係)

神奈川県警察広報活動実施要領(昭和49年9月2日 例規、神広発第116号。以下「広報要領」という。)第11に定める「警察相談の範囲」のうち、(3)「警察職員の職務執行に関すること。」等と本要綱に定める「苦情等」は、その内容に重複するものがあるが、広報規程及び広報要領(以下「広報規程等」という。)に定める「警察相談」事案のうち、監察苦情については、広報規程等によるほか、本要綱の定めるところにより処理することとなるので誤りのないようにすること。

(2) 用語の意義(第3条関係)

監察苦情の判断に当たっては、制定の趣旨を踏まえ、狭義の解釈を行わないよう配慮すること。

(3) 取扱いの基本(第4条関係)

取扱責任者は、客観的に事案の内容を明らかにするよう関係資料の収集に努めるなど調査の徹底を図るほか、関係する職員に対しては記憶の鮮明なうちに記録化させること。

(4) 受理(第9条関係)

監察苦情の所属長への報告は、取扱責任者等が不在の際は、飛び越え報告により、迅速、的確に行うこと。

(5) 当直主任の措置(第10条関係)

報告を受けた当直管理課長は、自所属にかかわるもの以外の監察苦情については、第14条の規定を準用し、事案を引き継ぐこと。

(6) 速報(第12条関係)

ア 特異重要な監察苦情とは、第3条第2号に列挙するもののうち、

- ・ 職員の行為が刑罰法令に抵触し、又はそのおそれがあるもの
- ・ 職員の行為が職権の濫用にわたり、又はそのおそれがあるもの
- ・ 職員の職務執行が争訟に発展し、又はそのおそれがあるもの
- ・ 新聞、テレビ等によって報道され、又は報道が予想されるもの
- ・ その他警察の信頼を失墜するおそれがあるもの

等をいう。

イ 速報は、電話により行うこととし、速報後に監察苦情受理票の写しを担当監察官あて、ファクシミリ等により送付して行うものとする。

(7) 関係記録等の保管(第13条関係)

監察苦情の関係記録等の保存期間は、3年とする。

なお、関係記録等とは、監察苦情受理票及び監察苦情処理票並びに当該監察苦情の処理に関して作成された文書、写真、証拠物その他一切のものをいう。

(8) 引継ぎ(第14条関係)

ア 「他の所属において処理することが適当と認められる監察苦情」とは、他所属の警察活動に関する事案、他所属の職員のみが関係する事案等をいう。

イ 所属長は、事案の引継ぎに当たっては、事前に当該所属長に電話連絡した上、関係記録等を送付するなどの配慮をすること。

ウ 引継ぎ事案に係る所属長は、緊密な連携を保持し、当該事案の処理に当たる所属長に協力すること。

(9) 申出人に対する回答(第 15 条関係)

所属長は、調査した結果、問題の残らない軽微な監察苦情については、取扱責任者以外の者に回答させることができる。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 7 月 29 日例規第 38 号神企発第 323 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 15 号神企発第 164 号)

附 則(平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号)

附 則(平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号)

附 則(平成 19 年 5 月 30 日例規第 21 号神管発第 286 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)